

# ハラスメント（嫌がらせ）にあったら ～信州大学イコール・パートナーシップ委員会から学生の皆さんへ～



## まず、ハラスメント相談員に相談

**ハラスメント相談員**は、教員と事務系職員で構成され、全学教育機構、各学部等の男女それぞれ複数名からなります。氏名一覧と連絡先は、信州大学ホームページ→「在学生の方へ」→「ハラスメントのない大学にするために」→「ハラスメント相談員一覧」(学内専用)でご覧になるか、各学務窓口あるいは「学生何でも相談(0263-37-3165)」にお問い合わせください。

- ・ **秘密は厳守**されます。
- ・ 相談したからといって、不利益な取扱いをされることはありません。
- ・ 相談は友人と一緒に構いません。
- ・ 他学部の相談員に相談しても構いません。

## 相談員は

あなたの立場に立って相談に乗ります。ハラスメント行為をやめさせるため、あなたとの相談の結果、行為者に「**申入れ**」や「**ハラスメント相談調査対策委員会**」の設置をする事にしたときは、**イコール・パートナーシップ委員会**は関係の部局長と協力して「**申入れ**」や「**ハラスメント相談調査対策委員会**」の設置を実施します。

## 「イコール・パートナーシップ(EP)委員会」とは

教員・事務系職員各4名(男女同数)で構成され、ハラスメントのない信州大学にするために学長の下に設置された委員会です。しかし、真偽を調査する委員会ではありません。学生一人一人の人権を擁護するとともに、修学にふさわしい環境が確保されることを目的とする委員会です。差別・人権などについても疑問や問題があれば、[epiinkai@shinshu-u.ac.jp](mailto:epiinkai@shinshu-u.ac.jp)か委員いずれかに気軽に相談して下さい。

- ・ 「**申入れ**」とは、イコール・パートナーシップ委員会が、行為者に対してハラスメントの原因となった事態の解消を依頼することをいいます。事実調査はせず、相手に相談者が傷ついたことを理解して、今後同じことをしないようにしてもらえばよい、と考えるときに適しています。その際、行為者に対して匿名を希望すれば、そのような配慮をします。
- ・ 行為者に「**申入れ**」をしても事態が解消しない、または事実調査をした上で、それに対して判断し、ハラスメント解消のための適切な措置を求めたいときは、あなたの要望によって、学長の下に「**ハラスメント相談調査対策委員会**」が設置され、この委員会が双方からの言い分を聞いた上で問題の所在を把握し、それに応じてその後の措置が決められます。

## どんな事がハラスメントに当たりますか？

信州大学では、「ハラスメントの防止等に関する規程」で、次のように4つに分類しています。

### ① セクシュアル・ハラスメント・・・

- ・ 修学・就業上の地位や権限を背景とした異性への誘い掛け・嫌がらせや、性的意味を持つ言動で相手を不快にさせることのほか、卑猥なポスターなどで修学環境を損ねるようなことも含まれます。
- ・ セクシュアル・ハラスメントかどうかは、基本的には受け手が不快に感じるかどうかです。**当事者間の認識や意識のズレが原因となることが少なくないだけに、相手を思いやる配慮が根絶の第一歩です。**

### ② アカデミック・ハラスメント・・・

- ・ 教員等が教育・研究において、地位・職務権限を利用して学生等に著しい不利益を与えたり、不適切な言動で環境を害する行為を言います。

- ・ 典型的な事例は、人格まで否定するような言葉の暴力、正当な理由なくまったく指導してもらえない、研究・論文執筆等の妨害、非常識なノルマや雑用・私用の命令、極度のえこひいき、などです。

### ③ パワー・ハラスメント、④ その他ハラスメント・・・

- ・ パワー・ハラスメントとは、職員(上司一部下)間の、就業上のハラスメントです。
- ・ その他ハラスメントとは、セクハラ、アカハラ、パワハラに準じる行為や学外者によるハラスメントです。

この規程の全文は、信州大学ホームページ「大学案内」→「国立大学法人信州大学規則集」→「第1編 全学 第5章 人事」にあります。

## 学外にも相談窓口があります

① 主に女性のための相談窓口(\*の3ヶ所は相談のほかカウンセリングも行っています。)

- \* 長野県男女共同参画センターあいとびあ 【一般相談、法律相談(要予約)】(岡谷市)  
0266-22-8822 (火～木、土 8:30～17:00、金 8:30～21:00)
- \* 長野市男女共同参画センター 【一般相談、女性弁護士による法律相談(要予約)】  
【一般】026-237-8778(月～金 9:00～16:00)、【法律】026-237-8303(第2金10:00～12:00)
- \* パレア松本女性センター 【一般相談、女性弁護士による法律相談(要予約)】  
【一般】0263-39-1105 (水曜を除く平日 9:00～12:00)、【法律】(第2火13:30～15:30(要予約))
- ・ 長野県警・女性被害犯罪ダイヤルサポート110 026-234-8110 (月～金 9:00～17:00)
- ・ 上田市市民プラザ・ゆう 【一般相談、女性弁護士による法律相談(要予約)】  
0268-27-3123 (火 11:00～18:00、木 10:00～17:00)
- ・ 伊那市人権男女共同参画係(女性のための相談室)  
0265-78-4111(内線2145) (平日 8:30～17:00)
- ・ 女性の人権ホットライン 0570-070-810(全国共通) (月～金 8:30～17:15)  
※PHS、IP電話からの場合 026-232-8145(長野地方法務局)

② 男女を問わない相談窓口

- ・ 心の電話相談 (長野県精神保健福祉センター) 026-224-3626 (月～金 9:30～16:00)
- ・ 長野地方法務局人権擁護課 026-235-6634 (月～金 8:30～17:15)
- ・ 法務局上田支局人権相談所 0268-23-2001 (月～金 8:30～17:15)
- ・ 法務局松本支局人権相談所 0263-32-2571 (月～金 8:30～17:15)
- ・ 法務局伊那支局人権相談所 0265-78-3462 (月～金 8:30～17:15)

さらに詳しくは、県や市町村のホームページなどをご覧ください。

## 信州大学キャンパス・コード(基本指針)とは・・・

信州大学では、「人権」に係わって、すばらしい基本的指針を定めています。これを**キャンパス・コード**といい、次の6本柱から成っています。わたしたち学生・教職員は、ハラスメントのない信州大学を作る責務があります。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人を人間として等しく尊重します。</li> <li>○ 学問・言論の自由を尊重します。</li> <li>○ 性差別の根絶をめざし、男女共同参画を推進します。</li> <li>○ 人権侵害等を防止します。</li> <li>○ 権利・権限を適正に行使します。</li> <li>○ プライバシー等を保護します。</li> </ul> |
|---|

全文は、前記「ハラスメントのない大学にするために」→「信州大学キャンパス・コード」をご覧ください。

## EP委員会ロゴ(前頁):

「ep」の文字を男女のハートにデザインし、2つ合わせて四葉のクローバーにしたものです。